

一般社団法人日本福祉環境整備機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本福祉環境整備機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

(目的)

第2条 当法人は、福祉環境等の整備、及び安心して生活できる社会をつくることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (3) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (4) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (5) 介護保険法に基づく施設サービス事業
- (6) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (7) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (8) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (9) 介護保険法に基づく認定調査に関する事業
- (10) 介護保険法適用以外の人々を対象とした在宅介護サービス事業
- (11) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (12) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- (13) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (14) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (15) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (16) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (17) 児童福祉法に基づく児童発達支援事業
- (18) 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業
- (19) 健康保険法に基づく訪問看護
- (20) 高齢者及び障害者の炊事、洗濯、買い物、外出、旅行、娯楽等の付き添い、援助及び介護補助等の生活支援サービス事業
- (21) 保険、医療、福祉等の増進に関する事業

- (22) 福祉を目的とした飲食店、喫茶店及び売店の経営
- (23) 福祉を目的とした旅行業
- (24) 上記各号に関するコンサルティング業務
- (25) 企業におけるリスクマネジメントのコンサルティング業務
- (26) 介護施設全般の設立及び運営に関するコンサルティング業務
- (27) 営業に関するコンサルティング業務
- (28) 地域振興に関する調査、企画、立案並びに設計、管理及びコンサルティング業務
- (29) 人事戦略に関するコンサルティング業務
- (30) 経営に関する調査、分析及びコンサルティング業務
- (31) 研究会、セミナー、イベント等の企画、運営、管理及び実施事業
- (32) 食料品、清涼飲料水、衣料品、日用雑貨、医薬品、医薬部外品、保育用品、育児用品、住居設備機器、厨房機器の販売、宅配および医療用品、衛生用品、リハビリテーション機器、運動機器、運動用具の販売、宅配、レンタルならびに輸出入事業
- (33) 前各号に附帯又は関連する事業、その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

3 (除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年4月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議事録作成者がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事2名以上7名以内の役員を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。ただし、余剰金については分配しない。

第5章 基金

(基金の拠出)

第22条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第23条 基金の募集、割当て及び払込等の手続きについては、社員総会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第24条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規定で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還手続き)

第25条 基金の返還は、社員総会の決議に基づき、一般法人法141条第2項に定める範囲内でおこなうものとする。

(代替基金の積立)

第26条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩す事はできない。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。当法人が解散により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により国に贈与する。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成32年2月末日までとする。

(設立時の役員)

第32条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	太田浩史	棚田章弘	早坂靖広	中里芳浩
設立時代表理事	太田浩史			

(設立時社員の氏名及び住所)

第33条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	東京都文京区弥生2丁目15番13号ケアワーク弥生ビル501
-----	-------------------------------

設立時社員	太田浩史
-------	------

住所	東京都台東区入谷1丁目17番2号 有限会社橋本ビル802
----	------------------------------

設立時社員	棚田章弘
-------	------

住所	栃木県小山市西城南1丁目9番地17
----	-------------------

設立時社員	早坂靖広
-------	------

住 所	東京都板橋区上板橋二丁目8番19-201号 市橋ビル
-----	----------------------------

設立時社員	中里芳浩
-------	------

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本福祉環境整備機構設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成31年2月25日

設立時社員 太田浩史 印

設立時社員 棚田章弘 印

設立時社員 早坂靖広 印

設立時社員 中里芳浩 印

附則

この定款は、令和2年 2月 5日から施行する。